

2021年2月3日

エコアクション21地域事務局
責任者各位

(一般財団法人持続性推進機構)
エコアクション21中央事務局長

新型コロナウイルス感染症に係る特別措置法に基づく緊急事態宣言(再発令)の延長に関する対応について(通知)

この度の政府による「緊急事態宣言」(再発令)の延長により、エコアクション21認証・登録に係る手続等について、下記の通り、対応をお願いします。

地域事務局の皆様には、大変なご不便をおかけいたしますが、ご理解のほど、お願い申し上げます。

記

1. 2021年1月7日に政府より再発令された緊急事態宣言において指定された都道府県に所在する事業者様の「更新・中間審査」(書類審査及び現地審査)を停止していますが、宣言が延長される2月8日以降は指定された都道府県の「登録・更新・中間」全ての審査を再開してください。
なお、事業者様の意向により審査が実施できない場合は、個別に中央事務局へご連絡ください。
2. ただし、緊急事態宣言の延長により指定された都道府県における審査については、事業者様が所在する都道府県内に居住する審査員を選任してください。なお、指定された都道府県が隣接している地域においては、隣接している他の指定された都道府県に居住する審査員の選任は可とします。
3. すでに更新・中間審査の時期を迎えている事業者様へは、緊急事態宣言は延長されましたが審査を再開したことを伝え、速やかに受審していただくようお願いいたします。
4. また、「新規」事業者様からの審査申込がすでに提出されている場合は、当該事業者様にも、緊急事態宣言は延長されましたが審査を再開したことをお知らせ願います。
5. 指定された都道府県以外に所在する事業者様の審査においては引き続き、指定された都道府県に居住する審査員は選任しないでください。
6. 感染状況により延長された期限の前に宣言が解除となった都道府県においては、通常の審査を実施してください。なお、この場合でも、指定された都道府県に居住する審査員は選任しないでください。

以上